

平成15年6月2日

第15回紀の川流域委員会 議事骨子

委員長 中川博次

1. 組織及び運営方針について

委員長から紀の川流域委員の組織及び運営方針について説明があった。
説明の内容は以下のとおり。

- ・委員会委員の再任について
- ・上本委員の後任について
- ・江種委員の留学中の取り扱いについて

決定事項は以下のとおり。

- ・委員会委員の再任について
 - ▶全委員について、引き続き委員会委員を再任する。
- ・上本委員の後任について
 - ▶委員会の方針としては、上本委員の後任の方をお願いする。なお、後任の方の承諾を得た後、近畿地方整備局長に委員会委員として要請する。
- ・江種委員の留学中の取り扱いについて
 - ▶留学が長期に及ぶとすることで、委員を解任し、後任委員を選定する。
 - ▶選定基準としては、「紀の川の瀬切れや水質等問題について」対応して頂けてかつ、紀の川の水質に精通している学識経験者を選定する。
 - ▶複数候補者を選定して次回委員会にはかる。
 - ▶複数候補者の選定は、委員長一任。
 - ▶委員候補の選定審議にあたっては、個人名等プライバシーに関することが想定されるので、非公開で行う。
 - ▶委員会候補選定審議が終了後、公開で次回流域委員会を行う。

2. 大滝ダムの問題について

河川管理者から大滝ダムの問題について説明があった。説明の内容は以下のとおり。

- ・大滝ダムの試験湛水の経緯について
- ・平成15年3月17日より試験湛水を開始
- ・平成15年5月11日に白屋地区で変状が発生し、試験湛水を中止
- ・平成15年5月14日に専門家による現地調査を実施
 - 専門家による現地調査による見解は、原因は直ちに判断できないが、脆性破壊に至る可能性は低いと考えられる。対策として、適切な貯水位管理、伸縮計およびクラックゲージなどを設置し、状況の把握に努め、情報を公表している。

それらの説明に対する主な意見は次のとおり。

- ・道路、民家、山は具体的にどうなっているのか。
一部、生活に支障を来しているが、住民の避難体制等の応急処置を実施している。
- ・緊急を要することから、専門家による調査と対策を早急に行い、さらに長期的な対策の検討が大事。

3. 紀の川河川整備計画立案に向けての考え方について(治水編)

河川管理者から紀の川河川整備計画立案に向けての考え方について(治水編)について説明があった。説明の内容は以下のとおり。

- ・これまでの流れ
- ・量的安全度の確保
- ・堤防の信頼性の確保
- ・危機管理対策

それらの説明に対する主な意見は次のとおり。

- ・堰の上流部の土砂を下流に移動させれば治水効果が期待されるが、可動堰に土砂がかぶることが心配される。
- ・藤崎の対策において、土砂吐きを両側に付ける発想はよい。
- ・土砂の移動は水位に影響を受けるため、非洪水期や小洪水にも土砂を動かせるような運用の検討が必要。
土砂吐き機能については、今後、対策を実施するに当たり、更に精査をしてどのような効果が期待できるか検討したい。
- ・橋本市域においては、岩盤部による上流への堰上げという認識でよいのか。
マウンド部(岩盤部)から堰上げが生じている。
- ・土砂移動を促すと輸送能力のないところに土砂が溜まることから、土砂供給も含めた検討が必要である。
- ・岩出町から和歌山市までの瀬切れの問題は、土砂が流下すれば解消するのか。
→土が溜まっているところは河床変動により、多少の効果は期待できても、水量の問題であるため、直接的な効果は期待できないのではないか。
- ・堰改築は可動堰で考えているが、どのように運用するのか。
誰が管理するのかというのは今後の話であるが、河川管理者としてモニタリングしなければならない。
- ・井堰の利用実態の変遷があるのかどうかを含めて、改築のサイズを考える必要があるが、従前の機能を保持すると理解して良いのか。
井堰は許可工作物であり、農林水産省の施設である。治水上の必要性から改築としているが、施設管理者との協議はできていない。
- ・掘削時の大量の土砂をどう管理するのか。
大規模な掘削を伴う場合は、一般的には、道路や宅地開発等の他事業との連携

を考えて管理する。

- ・全体として河口部までどのように土砂を排出していくのか、マスタープランを作成し、途中経過の予測が必要である。
 - ▶整備計画の対策メニューについては一次元解析の検討を行ったわけであるが、対策を実施するに当たっては、河床材料を調べて二次元解析等の予測検討が必要である。
- ・対策メニューの選定によって、流域住民がどう考えているのかを反映する必要がある。
- ・予測できない洪水もおこるので、ソフトの運用も考え方の中に入れた方がよい。住民の意識を向上させるために総合治水の考え方も取り入れた方がいいのではないか。
- ・築堤箇所の堤防高を教えて欲しい。
 - 次回もしくは次々回提示させて頂く。
- ・新六ヶ井堰の撤去はいつか。
 - J Rの対策をした後に、新六ヶ井堰の撤去をする。3～5年後に撤去したい。
- ・具体的に岩出井堰の撤去は相当先になるのか。
 - 紀の川大堰は平成21年度までの予定であり、その後に岩出井堰に着手したい。また藤崎井堰は予算的にも工程的にも困難であるため、部分改築を提示している。
- ・紀の川大堰から下流の堤防は、耐震対策ができていないのか。
 - 阪神淡路大震災後、堤防概略点検を行っている。その結果では、地震による堤防の沈下があっても津波に耐えうる高さは保持できている。
- ・河道掘削を行っても、その後また溜まることにならないか。また、どれだけの年月で溜まっていくのか。
 - 全面的に掘削してしまうと、洪水によっては再度堆積することもあるので必要最小限の掘削をし、モニタリングをしていく。
- ・整備手順は流下能力と関係するのか。
 - 流下能力が少ないほど被害の発生頻度が高いのは事実であるが、上流の対策をすると下流でより危険になることもあるため必ずしも整備順序とは一致していない。
- ・河道掘削は、残土の受入れ先が有るから行うのではなく、災害防止の観点から計画的に実施すべきである。
- ・掘削予定箇所には、住み付いた植物や昆虫、水の中にも貴重な生物がいることから掘削時に環境調査を行うのか。
 - 当然、工事前には環境調査をする。また環境編で議論したい。
- ・治水上の観点から可動堰をすることだが、短い区間に多くの立派な堰が有りすぎる。
- ・流域の方の意見を聞いたうえで計画を出して欲しい。
 - ▶河川管理者は、河川整備計画原案を関係住民に提示し意見を聴くことになっている。
 - ▶次回に「関係住民の意見の聴取方法について」委員から意見を聴きたい。

- ・予算的に一斉に事業を始めることは困難であるため、ソフト対策を全面に出すことが説明責任において重要である。
- ・危機管理対策に対して、昼間はCCTVで遠隔監視ができるが、深夜の情報はどうするのか。暗視テレビや赤外線なのか。
 - ・昼間を前提にしたカメラなので、今後対策を考える必要がある。
- ・危機管理について、地震津波の対策はあったが、高潮の対策は必要ないのか。
 - ・高潮対策については、現在の対応で可能。
- ・大堰から下流の河川公園が避難場所となっており、有効に機能していないのではないのか。
 - ・津波のシミュレーションができたばかりであり、今後精査を行い自治体と調整を行う必要がある。
- ・河川管理者が作るハザードマップと住民が要求するハザードマップは異なるので有効なハザードマップを作成するための研究検討を行って欲しい。
- ・現地調査において、下流部の堤防液状化に対する理論的な検証が必要であると感じた。
- ・新聞報道によって公表されている地震によって、堤防のどこがどの程度危ないのか地域住民に情報提供をして欲しい。
- ・災害時の住民への周知については、経験上サイレンみたいなものが良いと思う。
- ・水災害の予防・防止は、市民がどうしたらいいのか知っておかないと、市民は動かない。危険度別に具体的な行動指針を認知してもらうプロセスを予防防止の中に入れる必要がある。
- ・ハザードマップ上の情報を2種類に分けて考えてもらいたい。
 - ・あえて危険なところに重要な施設をつくらないと言った行政レベルに有効なもの。
 - ・本当に危機一髪の時はどうするかという具体的な行動指針を提示する。
- ・河川利用者に対して、ダム放流等の河川情報をどのように周知するかを考えておかなければならない。光ファイバー網を整備しているの有れば、それを使ってどのような形で迅速に伝えるかを提案する必要がある。
- ・整備計画における有効な治水対策としては、現在行われている必要な事業の継続と三つの堰。これを全面改築もしくは部分改築を行う。それらの対策を行って疎通能力を上げ、河道の安定に向けて長期的なメニューとして提示する。無堤地区の築堤も必要である。
- ・直轄区間と指定区間の整備度・進捗度のバランスを考慮して整備計画を立てる必要がある。それによって大滝ダムの操作規則が決まって行く。指定区間の整備計画を組み込むことが必要。
- ・無堤部の築堤を行うに際して、現在の土地利用の線引きをできるだけ崩さぬようにしてゆくことが重要であり、どんどん開発されるのは困る。
- ・そういうものをある程度抑制できるような堤防のあり方を考えても良いのではないだろうか。それぞれの自治体の意見を聴取しながら、できるだけそういった方向で築堤を段階的に進めていく。

4．岩出町の樹木について

河川管理者から岩出町の樹木について説明があった。説明の内容は以下のとおり。

- ・河道内樹木伐採の要望
- ・伐採要望箇所の現状説明

それらの説明に対する主な意見は次のとおり。

- ・委員会の提案として伐採に当たり鳥の観点から土岐委員と樹木の観点から養父委員にご足労願って、河川管理者である事務所と地元の岩出町と一緒に現地を見て頂いて、当該地区の河道内樹木の伐採について方針を立てて頂く。
- ・対策案は無数に出てくるので、河川環境管理計画に従ってその中でどうするのが住民と決めるのが望ましい。
- ・個別事象の問題で伐採するのかを検討しても、紀の川全体としては良い判断はできないと思う。
- ・川の流れに影響が出るというので有れば伐採もやむを得ないが、一晩の花火のために自然を破壊することに驚いている。
- ・現象が起こったら切りましょうと言う主催者との認識のズレがある。観客席を少し下げるなどのことも考えるべき。
- ・地元の市町村役場と事柄を決定していく練習になると思う。
- ・論外の話だ。やってはならない。
- ・花火大会の話は、相当な住民の声をもとに主催者が要望してきたものであり、簡単に結論を出せる問題ではない。
- ・治水面・環境面・管理面から判断するためのサポートとして流域委員会が意見を言うことは可能であるため現地で確認を行う。
- ・最後は、主催者が責任を持って決定して欲しい。今後の危機管理もこれと通じているのではと思う。
- ・河川管理者としては治水上問題ないが、環境などを考えると判断が付きにくいので、委員に現地に行って頂き、どんな影響があるのか助言して欲しい。

注)

委員会議題「4．岩出町の樹木について」において、河川管理者より「岩出町花火大会」と説明しましたが、「いわで夏まつり」の誤りでした。

また、委員会議論の中で花火の主催が、岩出町役場と説明した場面がありました。「いわで夏まつり」の主催は「岩出町商工会」であり、主管は「いわで夏まつり実行委員会」です。

第16回紀の川流域委員会 議事骨子

委員長 中川博次

1. 後任委員の紹介・選定について

後任委員の紹介

上本委員の後任として、和歌山市水道局工務部水質試験課長 山崎貞一（やまさき さだかず）氏が紹介された。

後任委員の選定について

江種委員辞任に伴う後任委員の選定について、紀の川流域委員会は、規約第3条第5項に基づき非公開で審議を実施し、後任委員を選定した。選定に当たっては、下記の点を考慮した。

1. 江種委員が提起してこられた紀の川の水質あるいは水理上の瀬切れ問題に関連して対応していただける方。
2. 紀の川の水質に精通される専門家。
3. 水環境工学の学識経験者。
4. 紀の川に造詣が深い学識経験者。
5. 江種委員の後任という観点で年齢を考慮する。

2. 関係住民の意見の聴取方法について

「関係住民の意見の聴取方法について」説明を行った。説明の内容は以下のとおり。

- ・河川整備計画の策定の流れについて
- ・既に河川整備計画を策定している先進事例について
- ・都市計画決定の流れについて
- ・ダム審議委員会の流れについて
- ・委員長提案の意見聴取検討会運営方針（案）について 【参考資料参照】

《委員会での審議内容》

- ・河川管理者の「聴き方」を議論する。
- ・流域委員会として、河川管理者に「こういう方法で住民の意見を聴く」ことを示す。
- ・そのうえで、委員会は河川管理者が聴取した「住民の意見」を聴く。

《聴取した意見で反映できないと考えられるもの》

- ・河川法上の制約により、河川管理者が実施不可能なもの。
- ・技術的、制度的など今後20～30年間に実施不可能なもの。
- ・河川整備の方向性に逆行しているもの。

- ・社会的意義が低いもの、もしくは無いもの。
- ・社会的合意が得られないもの、もしくは得られそうにないもの。

《意見聴取の方法について考えられること》

- ・意見聴取の方法は、複雑で時間や金がかかるものは良くない。
- ・意見が、偏ることも良くない。
- ・携わる人、影響を受ける人が大切。
- ・説明会は、地区毎に行い、地区の関連する内容に時間配分を行えるようにする。
- ・地区は、郡単位や五條・橋本を1つの単位にするなど、小さくなりすぎない範囲で行う。

それらの説明に対する主な意見は以下の通り。

- ・どのような工程を念頭に置いて発言すればいいのか
原案（第18回提示予定）ができ次第、住民意見の聴取を実施する。住民意見を聴取し、再度住民に修正案を説明する。
- ・理解が熟成していないのにいきなり公聴会を開催されても住民には理解しづらい。公聴会の実施に先駆け、住民に対して広報活動をする必要がある。
そのような趣旨の事前のインフォメーションも必要である。
- ▶節目の委員会で記者発表を行っているので、それらを全面に出せば充分ではないか。
- ・よりよい広報活動の提案をするために検討会を作り、そこで細かい内容を詰めていけばいいのではないか。
- ・意見聴取は、対象に応じて意見聴取方法を検討する必要がある。
- ・意見聴取検討会には、委員長が以下の5名を指名し、了解を得た。

今中委員

神吉委員（座長）

古田委員

養父委員

湯崎委員

《意見聴取検討会での検討内容》

- ・効果的な聴き方の方法
 - ・整備計画原案を案内する方法
 - ・整備計画原案を効率的に理解していただく方法
- ・基本的には、整備計画策定のための意見聴取であるが、できれば上下流の住民団体の交流を図るきっかけになるような仕組みを作りたい。
 - ・住民意見の反映について、先進事例としてどのように反映されてきたのか具体的に調べて欲しい。
 - ・意見聴取検討会での検討結果を次々回の委員会をめぐりに判断基準も念頭において意見聴取の方法を整理し、委員会に報告してもらいたい。

3. 岩出町の樹木について

養父委員から「岩出町の樹木について」報告があった。説明の内容は以下のとおり。

現地視察の内容

- ・岩出町の河道内樹木について、治水面、環境面、管理面からどのような影響があるか助言のため、6月19日に現地確認を行った。
- ・冒頭、庶務から「いわで夏祭り実行委員会」の主催は岩出町でなく岩出町商工会であるとの訂正を受けた。
- ・当日の参加者は、土岐委員、養父委員、庶務、和歌山河川国道事務所3名、岩出町商工会3名で現地を見た。
- ・樹木としては、エノキ、ムクノキ、ヤナギ、外来種（ニワウルシ）が多く繁茂している。
- ・河川管理施設である護岸に影響を及ぼしている樹木も見られた。
- ・セイタカアワダチソウ群落（帰化植物）やクズ群落、ヤブガラシ群落がみられ本来の河川植物の生育の妨げとなっている。
- ・エノキ、ムクノキ、ヤナギには、陸上昆虫の生息場所になっている可能性があるため調査が必要である。
- ・7月一杯は鳥の営巣時期であり、伐採、間伐を行う場合は、時期の配慮が必要である。

紀の川の樹木管理

- ・護岸に影響があるような治水上支障となる樹木及びニワウルシなどの外来種は伐採する。
- ・河道内樹木管理において水辺の国勢調査は地点の調査であり紀の川全体を網羅していないため問題がある。
- ・生物調査や植物調査を今後実施し、河川利用のみとなっている現在の河川環境管理計画に生物や植物調査結果を盛り込むことを検討していく必要がある。

岩出町商工会の方針

- ・河道内樹木の伐採については、いわで夏祭り実行委員会に諮っていないため予算措置も出来ていないことから今年度は実施しない。
- ・来年度以降、河川管理者と協議を行い対応していきたい。

4. 大滝ダムの状況について

紀の川ダム統管理事務所から「大滝ダムの状況について」説明があった。説明の内容は、以下の通り。

- ・白屋地区における亀裂への対応状況について

それらの説明に対する主な意見は以下の通り。

- ・崖崩れが起きているのは白屋地区だけか。
小さな崩れはいくつかあるが、大きな変状が出ているのは白屋地区だけである。
- ・今回の件については、ダム計画の段階から重要課題であり、それらの対応はどのようなになっていたのかを聞きたい。
当時、県の委員会があり、想定されていた地滑り対策としてアンカー工や鋼管杭工等の対策を実施してきた。
- ・地元住民とどの程度の危険度が改善されるのかについて話し合ったのか。
-▶それらの質問については、委員会での審議とは筋が違うのではないか。
- ・これらの地滑りについては、8月1日の第2回検討委員会で議論される予定である。
- ・白屋地区では、すべりの現象として一般的ではないメカニズムが起こったのではないか。その原因を検討委員会で調べて欲しい。
- ・この委員会としては、整備計画の検討にあたって大滝ダムが現在どのような状況になっているのかを知ることができれば良いと思う。

平成15年9月18日

第17回紀の川流域委員会 議事骨子

委員長 中川博次

1. 後任委員の紹介について

江種委員の後任として、和歌山大学システム工学部教授 井伊博行(いい ひろゆき)氏が紹介された。

2. 河川整備計画立案に向けての考え方について【環境編】

河川管理者から紀の川河川整備計画立案に向けての考え方【環境編】について説明があった。主な内容は以下の通り。

- ・ 河川景観
- ・ 河川形状の連続性
- ・ 土砂移動の連続性
- ・ 生物の生息・生育の場
- ・ 水環境(水環境)
- ・ 環境対策

それらの説明に対する主な意見は以下の通り。

- ・ 現況の環境調査では、本川全体で見たときの評価がしづらい。どのように全体を評価するか考える必要がある。
既存の調査資料の評価が先ず必要。その上で何が足りないか、補完する必要がある。
- ・ 紀の川の環境は、行政上の管理区分も重要であるが、自然界において管理区分は関係がないので、流域全体として考えることが重要である。
- ・ 植生による水質浄化は、本当に効果があるのかモニタリングをすることが重要である。
- ・ 汚染物質が川に一度入ると取り出すのが困難であるため、川の水質を悪化させる負荷を減らすことが重要である。
- ・ 汚染源である窒素やリンを植物に吸収させた後は、河川の中から外へ持ち出すことが重要である。さらに、植物の管理を住民で実施できる仕組みを考える必要がある。
- ・ 水質の浄化において、下流が問題であれば、色々な対策案を取り入れた方がいいのではないか。
- ・ 水質を浄化するためには、窒素やリンを分解する微生物が必要とする酸素を水に溶け込ませるための流れが大事である。
- ・ 大滝ダムの効果によって瀬切れがある程度解消するということであるが、土砂移動による瀬切れの効果はどのようなものか理解できない。

- ・紀の川に最も相応しい河川環境は、単に今ある姿を残すだけでなく、ダイナミズムによって作り出される環境を保全するという視点も重要である。
要因との関係が把握できるようにモニタリングを実施していきたい。
- ・市民・流域住民が川に関心を持って集まり、川を監視する組織作りが必要。
管理の一部を市民の方をお願いする案を提示させて頂いている。
- ・紀の川の環境計画については、目標像を検討していかなければならない。
- ・橋本から下流の植生状況は、昭和30年代とは全然違い、外来種が繁茂している。
どの状態が良いのか議論する必要がある。
- ・上下流を含めて市民の方と共に環境について考える必要がある。
環境と言っても生物・植物・景観等の分野に及ぶ。流域の皆さんで環境を考えることは重要であり、その中で当整備計画がそのスタートラインになれば良いと思う。
- ・環境・治水・社会性・財政・安全など、矛盾する点もあり色々な面から議論する必要があるので幅を持って考えるべきである。
- ・外来種を敵視してきていたが、セイタカアワダチソウが夕日に映えて美しく思えた事があった。植生も自然に任すのが良いのではないか。
→ニワウルシやニセアカシア等の外来種は高木化し、流下能力を阻害するほか、柳等の在来種の生息域を脅かしており、それらの外来種を駆除するという意味である。
- ・琵琶湖のように紀の川のヨシはボランティアで管理することがないのか。
- ・琵琶湖の芦辺のように護岸を自然護岸にすることで鳥が戻れば、より良い自然環境が回復できるのではないか。
- ・紀の川の汽水域では、底生動物としてカニが注目されているが、貝類の生息環境としても非常に重要である。
- ・カワウは貴重種になっているが、現在は数が増えて、アユ等の魚類を捕食し問題になっている。
貴重種についてはレッドデータブックなどの文献から抽出したものであるが、紀の川において重要であるかどうかについては、委員の方からも意見を聞いていきたい。
- ・全国的に見て、いい魚道は見うけられない。紀の川大堰に設置された3つの魚道についても同様である。
- ・植生による水質改善は、広大な土地必要。生物にも優しいが、場所はあるのか。栗石による接触浄化のシステムを使えばどうか。

3. 河川整備計画立案に向けての考え方について【利水編】

河川管理者から紀の川河川整備計画立案に向けての考え方【利水編】について説明があった。主な内容は以下の通り。

- ・紀の川の利水対策の考え方
- ・紀の川の現状と課題

- ・紀の川の利水の目的
- ・紀の川の利水の課題に対する具体的な内容

それらの説明に対する主な意見は以下の通り。

- ・紀の川大堰が、本格運用しようとしているが、大阪府の利水権の状況が知りたい。大阪府からの撤退の話もある中、利水権を検証する必要がある。次回委員会までに和歌山県と大阪府との金銭的なやりとりの資料を出してほしい。和歌山県・大阪府の協定書も出して欲しい。

大阪府は、紀の川から1.6t/sを計画している。しかし、紀の川からどのような形で水を持っていくのかは未定の状態。現在すぐ工事をして取水していくという段階ではない。現状で変更は無い。

4. 河川整備計画立案に向けての考え方について【維持管理・利用編】

河川管理者から紀の川河川整備計画立案に向けての考え方【維持管理・利用編】について説明があった。主な内容は以下の通り。

- ・堤防等の維持管理
- ・河道内の維持管理
- ・ダム・堰の維持管理
- ・河川利用

それらの説明に対する主な意見は以下の通り。

- ・水質改善の観点から、水辺の植物を刈り取り、系外に持ち出す対策は実施しているのか。

高水敷を占有している箇所は占有者が実施しているが、水際部の除草は実施していない。今後は地域とコンセンサスの下、管理の仕組みを作りたい。

- ・河川の維持管理は行政任せにするのではなく、住民参加型の維持管理が重要である。
- ・不法投棄や不法係留の対策については限界があるため、法令の改正を河川管理者から強く提言していかなければならない。
- ・不法耕作対策後の高水敷利用としてグラウンドを造っているが、昆虫等の生き物にとっては悪影響だと思う。
- ・「地域住民の意見を聞いて」という発言がよくあるが、現在、地域住民の意見聴取はできているのか。

これまでは、意見をもらう体制が不十分。今後、体制を構築していくことが必要。

5. 大滝ダムの状況について

委員から、「大滝ダムについては、経過待ちであったが、どうなったのか。」という意見があり、その回答として、紀の川ダム統合管理事務所長より「大滝ダムの状況につ

いて」説明があった。説明の内容は以下のとおりである。

- ・「大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会」が8月1日に開催された。
- ・地滑りの原因は、ダムの貯水であると回答を頂いている。
- ・地滑りの規模、メカニズムが解明されていないため、引き続き計測を実施する。
- ・現在の水位を維持するのは危険であるため、住民に説明を行った上で貯水位を一日当たり50cmずつ下げている。
- ・現在も地滑りは収束していないと判断されている。
- ・住民の安全確保が最優先事項であり、現在それらの対策を実施している。

第18回紀の川流域委員会 議事骨子

委員長 中川博次

1. 今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料（直轄管理区間）について

河川管理者から「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料」と「紀の川大堰の必要性等」について説明があった。主な内容は以下のとおり。

今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料

- ・河川整備計画作成の目的
- ・紀の川流域委員会の経過
- ・紀の川河川整備計画原案の策定に向けた流れ
- ・今後の紀の川の河川整備に向けた説明

紀の川大堰の必要性等

- ・治水面からの必要性
- ・利水面からの必要性
- ・環境面からの必要性

それらの説明に対する主な意見は以下のとおり。

- ・慈尊院地区は、環境マップに世界遺産や史跡の場所等を記載してほしい。
- ・意見聴取の結果、地域住民の連携について色々なアイデアが出てくるが、紀の川の河川整備にすぐに載せれないものもあると思うので、今後の新しい取り組みに向けて、検討していけるようなプラットフォームも必要である。
- ・「縦断方向の連続性」は、生物移動の連続性の観点でまとめているが、魚道については、「生物の生息・生育の場」と「生物移動の連続性」でまとめたほうが良いのではないか。
- ・情報伝達の記述は、もう少し分かりやすく内容を増強してほしい。
- ・環境を整えるという意味で樹木を植えるということとはできないのか。
植樹基準では、高木については根等による悪影響があるため堤防から離す必要がある。
- ・森林環境が壊れると水や土石の出ってくる量が多くなるので川上村での源流域を守る取り組みも含めて、森林環境を十分に考えてほしい。
- ・自然再生と環境学習をどのように繋げていくかが課題である。
- ・将来のあるべき姿として紀の川の特性と流域全体をにらんで、河川整備計画の枠外である森林保全、土地利用のあり方や県管理区間の整備促進等について、委員会としての提言を提出したい。
- ・生物の連続性や河川景観等は、これまで総合的な連続性で息づいてきているため、支川等も含めた直轄管理区間外との連携を含めながら考えてほしい。

- ・洪水時の放水における省庁間や流域住民への連絡体制において問題が生じているが、今後どのように対応するのか。

放水時の連絡体制については、情報交換等を実施しているが、現在、農林水産省と大滝ダムも含めて協議をしており、今後も引き続き連絡を行っていく。

- ・BODは有機物の状態であるが、硝酸やリンは堰やダムで溜まると有機物に変化するので、堰やダムによる影響についてモニタリングする必要がある。
- ・紀の川大堰の上流部には、人口増加地域である岩出町があることから、下水処理対策等の実施においては、関係機関との連携が重要である。
- ・岩出井堰は、現在、農林水産省の所管であるが、改築すると農林水産省と国土交通省の所管になるのか。

改築する事業主体については現在何も決まっていないので、今後の協議による。

- ・環境基準値は、水道水の観点となっており、紀の川の環境の観点からも検討すべきである。
- ・狭窄部の堰の改築等は、精度は粗くても良いので費用対効果等の評価を載せてほしい。
- ・河川管理者としては、本日の資料を基に自治体や住民の意見聴取を実施し、本日の委員会の意見と後日提出される委員からの意見を踏まえて次回委員会に第2稿という形で案を提出したい。しかし、パンフレット等に関するような基本的な事項については、この場で議論を頂きたいと思う。
 - ▶意見については、今月中に提出してもらい、それに基づいて修正したものを説明資料にしたいと思う。
- ・委員の意見を頂き、修正するものしないものについて、その理由を次回委員会資料に付ける。
- ・住民意見の聴取は本日の資料を基に実施し、次回の委員会は今日出た意見や後日の意見を基に修正された第2稿について議論し、整備計画ができていくという理解でよいのか。
 - ▶第2稿の議論や中身に応じて、必要な場合は、再度、自治体や住民の意見聴取を実施することも考えられる。
- ・流域委員会として、整備計画に対する意見を答申の形にまとめなければならないのか。
 - ▶特に形を決めている訳ではない。例えば、委員会の意見として河川管理者に渡す意向であればそのような整理でも構わない。或いは、委員会の審議の中で河川管理者が意見を聴取して整備計画案ができていくという認識でも構わない。

2. 関係住民の意見聴取について

神吉委員（意見聴取検討会座長）から「意見聴取検討会の提案書」という形で説明があった。主な内容は以下のとおり。

- ・効果的な聴き方の方法について
- ・河川整備計画原案を案内する方法について

- ・河川整備計画原案を効率的に理解して頂く方法について
- ・意見聴取のフォローアップについて

それらの説明に対する主な意見は以下のとおり。

- ・関係住民のアンケート対象者は、流域近くの県外の意見は聴くが、県内の意見を聴かないという矛盾が生じる。
 - ▶流域内全戸配布を目指そうとしていたので、数の調整を見てどれくらいできるか検討が必要である。
- ・アンケートのスタートから終わりまでが1ヶ月強であるが実施出来るのか。
- ・アンケートの期間は、これまでの経験であまり長い期間を設定しない方がいいと考えている。ただ、年末から1月までの忙しい時期になっているので多少の懸念はあり、検討が必要である。
- ・地域住民の方がどれだけ、紀の川のことを知っているかが重要である。紀の川についての説明用テレビ番組をつくってはどうか。
 - ▶テレビ番組は、費用と効果、地域の点で困難であると考えている。
- ・アンケートやパンフレットについては、検討会で主体性を持って、取り組んでもらいたい。
 - ▶検討会の責任は、本日の報告までであるが、資料の作成まで取り組む。
- ・植物の写真等、プロの目で見ていただきたい内容もあるのでアンケートやパンフレットは委員に送付して意見を頂くというステップを踏みたいと考えている。
 - ▶アンケート等は、2週間を目処に作成し、1週間でチェックして頂くというスケジュールで考えていきたい。
- ・流域外の人に配布するのは何を調べたいかが重要である。
 - ▶治水等の直接的に関係があるのは、住んでいる住民であるが、環境を享受されている人（遊びに来ている人）は、大阪府の人が多いため、重みは違うが意見を聴いていくということである。
- ・意見聴取は、効果と費用が重要であるので、膨大な費用をかけて実施する必要はないと考えている。
- ・紀の川を利用している人に直接配布したら、回収率が上がるのではないか。
 - ▶手配りをするとうアンケートの精度が変わるので流域の人々と同じような集計できなくなるがそれを承諾するのであれば有効であると考えている。但し、同じように集計するのであれば、同じ方法での配布にする方が良い。
- ・流域内と外では、期待度が違うので流域外の人に意見を聴くのはいいと思う。
- ・配布方法としては、参加したい人は各事務所に用紙をもらいに行くというのほひとつの方法だと思う。
- ・ポスターを自治体等に掲示してもらい、必要な人には、資料を請求してもらって、記載してもらおうというのはどうか。
- ・自然というものを学習しにくる人が多い施設等の利用者に協力を依頼して、投函してもらおう方法もある。
- ・紀の川に釣りに来る人等のパ - ソナルな繋がりの範囲に限定しないと線引きが困

難になる。

- ・知らせる媒体は具体的には決めていないが、膨大な費用にならない範囲でできるだけ多くの方法を用いた方が良く考えている。
- ・アンケートの内容を河川整備計画に反映させる内容が思いつきにくいのでその中身を委員に確認してもらう方がいい。

第19回紀の川流域委員会 議事骨子

委員長 中川博次

1. 今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄管理区間】(第2稿)について

河川管理者から今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄管理区間】(第2稿)について、説明があった。第2稿は、第1稿に対して委員、自治体及び関係住民からいただいたご意見を反映したものである。主な内容は以下の通り。

- ・説明会による自治体及び関係住民の意見聴取結果について
- ・アンケートによる関係住民の意見聴取結果について
- ・紀の川流域委員会委員からの意見聴取結果について
- ・今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄管理区間】における(第1稿)から(第2稿)への内容変更について

それらの説明に対する主な意見は以下の通り。

- ・「ダムによって水が濁った」と聞いている。河川の透明度を取り戻せないか。
洪水によって濁水が発生し、ダムに濁水を貯めるため、濁りが長期化することがある。万全とは言えないが、選択取水設備等により、濁りのない水から放流する等の取り組みを行っていきたい。
- ・文化人から那智の森を守ろうという取り組みが立ち上がっている。龍神村にも100年かけて杉を広葉樹林に変えていくという取り組みがあるが、治水の目的から、川には木陰などがなくなっている。出来る限り河川に情緒が盛り込まれればと思う。
- ・伊勢湾台風の被害を直接受けた吉野町のアンケート回答が全く無いという結果になっているのはなぜか。
まだアンケート集計途中であるので、最終結果は、後日ホームページ等で報告したいと思う。
- ・整備計画の策定に当たっては、委員長の言われるような手戻りの生じない計画をつくることは重要であるが、大規模工事は多くのお金がかかる上、見直しの度に大幅な事業費の増額が有る。このことから、大規模工事は、時間をかけて議論する必要があるのではないか。

河川整備において治水、利水、環境の対策は、それぞれトレードオフの関係にあり、人間が生きていくことと自然の保全といったお互いにトレードオフの関係のものをいかに調和させていくかが重要である。

岩出井堰の改築について手戻りのない対策とは、これまでの委員会で議論を重ねて検討してきたように、目標洪水やそれを上回る洪水も含めた氾濫形態、氾濫域の人口、資産を考慮すると部分的な改築をするよりも全面改築が効果的であるということである。しかし、堰改築にあたっては、施設管理者、地元の人々と協

議しながら、費用対効果や治水面の効果、環境面での影響を検討した上で、初めから大きい工事をやるのではなくモニタリングを実施しながら段階的な施策、対策が必要である。

大滝ダムについては、大滝ダムがなければこの紀の川河川整備計画の治水面の効果は、ゼロに近い。利水面でも、奈良県・和歌山県に安定供給を可能にするだけでなく、有効貯水量を弾力的に運用することで環境用水や河川の維持用水を確保する等のダム運用を行っていくことが重要である。造ったものを100%活かさないことが国費の無駄遣いであるから、既存の施設は活用していかなければならない。

- ・全国的に言えることだが、ダムの対策費として度々莫大な費用が追加されるとは納得できない。
- ・大規模工事は時代により、状況も変わっていくことから、見直しができるような仕組みにしてほしい。
- ・この「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料（第2稿）」は、現時点での考え方としては、最も素晴らしいと考えている。Plan to seeの仕組みが必要である。河川整備計画を見直していく仕組みはどうなっているのか。

国土交通省の実施する法定計画については、見直しのスキームがあり、定期的、概ね5年程度で見直すようになっている。

- ・淀川流域委員会は、2～3年の期間と11億円を費やし、今後1～2年かけて方向性を議論するようであるが、あのやり方は良い形であると考えている。
- ・住民説明会では、意見が出にくかったようである。流域の意見を反映されにくいものもあるのではないかと。取り組みに対するフォローをしてほしい。
- ・住民説明会の周知については、NPOやボランティア団体等に積極的に連絡し、参加を促す方法もあったと思う。

2. 紀の川流域委員会の進め方について

今後の紀の川流域委員会の進め方について、委員長及び河川管理者から提案があった。主な内容は以下の通り。

【委員長の提案】

本日の審議結果より、紀の川流域委員会として「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料（第2稿）」の考え方で良いと判断する。その上で、これまで19回にわたる流域委員会において実施してきた審議の経過や意見等に「今後あるべき紀の川の姿」を添えて報告書にまとめたい。「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料」に反映できなかった内容として、関係省庁との連携、水源地域ビジョンへの取り組み、ため池の有効活用、将来の休耕田の対策、支川との調整、大滝ダムの弾力的な運用等のとりまとめを行い、提言したいと考えている。この提言を委員長から整備局長に提出したいと考えている。委員長が提言の原案を作り、各委員に確認していただきたいと思えます。

【河川管理者】

委員からの提言を頂いた後、河川管理者が法定手続を行い、河川整備計画原案を作成し、原案が出来た段階で委員に見てもらいたいと考えている。その後、法定手続に則って意見を聴取する。

それらの説明に対する主な意見は以下の通り。

- ・いろいろな可能性を今後に残す意味で都市計画部門等の他の行政部門との連携について言及してほしい。
- ・説明資料は整備計画の提言という形で出すという意味か。

委員会の審議、提案に基づいて、河川管理者が作成した「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料（第2稿）」の考え方で良いと判断した。その上で、これまでの委員会での審議経過記録や紀の川の整備計画に収まらない意見（全体を見据えた森林保全や土地利用）を含め、スタンスを言及し、これを整備局長に提言する。委員会独自として付記するものである。原稿ができれば皆さんにお見せする。

- ・委員の任期は、来年の5月までとなっているが今後の法定手続の予定はどのように考えているのか。

社会資本整備審議会の手続を行った上で、来年度の下半期には、委員会に相談できると考えており、任期中に結論を出す方向でいきたいと考えている。

-▶委員会からの提言は、法定手続までに提出する。

3. 大滝ダムに関する情報提供について

大滝ダムの建設に関する基本計画（第5回変更）について紀の川ダム統合管理事務所から説明があった。その主な内容は以下の通り。

- ・予算計画について
- ・地滑り対策工時の概要について